

判決年月日	平成20年3月12日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）10095号		
○特許庁の進歩性の判断に誤りがあるとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

（要旨）

本件は，アメリカ合衆国法人である原告が「再帰反射製品，その製造方法，及びそれを含む衣服製品」とする名称の発明につき国際出願をしたところ，日本国特許庁から拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をしたが，同庁から請求不成立の審決を受けたことから，その取消しを求めた事案である。

審決の理由の要点は，本願発明は，引用例 1（実開昭 50 - 154747 号，考案の名称「再帰反射シート」，出願人 ソニー株式会社，公開日 昭和 50 年 12 月 22 日）に記載された発明（引用発明）及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたから特許法 29 条 2 項により特許を受けることができない，というものである。

争点は，引用例 1 との関係で進歩性（特許法 29 条 2 項）を有するか，である。

本判決は，審決の相違点 1，2 の判断について次のとおり判示するなどして，審決を取り消したものである。

・相違点 1 について

「…本願発明の意義ないし技術的特徴に鑑みれば，相違点 1 に係る本願発明における着色バインダー層の構成は，蛍光色を典型とする目立つ色で着色されることを予定しており，しかも第 2 セグメント部分において従来技術のものよりも高い再帰反射性を有することが期待されていることからすれば，少なくとも着色バインダー層が透明ないし光透過性のものであることは予定されていないと認められる。

そうすると，引用発明の光透過部分を本願発明の着色バインダー層のように蛍光色を典型とする目立つ色で着色し，光透過性でないものにすることは，引用発明の必須の構成である光透過部分の光透過性を喪失させることにほかならないから，相違点 1 の構成を引用発明から容易想到ということはできない。」

・相違点 2 について

「…引用発明の再帰反射シートは，光反射層(3)においては強い再帰反射を得ることができるのに対し，光透過部分(4)では実質的に再帰反射を観察することができないか，これがあるとしてもごくわずかというものであり，かつ，両者の色は，光反射層(3)は光反射層の色（銀色）ないし光線の色であり，光透過部分は透明というものであるが，これら光反射層ないし光透過部分の形状は極めて微細で，しかも一様な分布を有するものである

から，これを観察する者が通常の照明下において光反射層と光透過部分の再帰反射度ないし色を異なるものとして認識することは不可能といわざるを得ない。

そして，このような引用発明に被告が挙げる引用例 2（甲 2），周知例（甲 3）を適用することを考慮したとしても，引用例 2（甲 2）及び周知例（甲 3）の記載は，…引用発明における接着剤層に相当する部分を着色することを内容とするものにすぎず，上記のような光反射層と光透過部分の形状を変更するものではない。…

そうすると，これらにより引用発明における光反射層と光透過部分の再帰反射度ないし色を区別して認識することが可能となるものではないから，相違点 2 の構成が引用発明から容易想到ということはできない。」